

「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」設置要綱

(設置)

第1条 道における新型コロナウイルス感染症対策（以下「対策」という。）の立案、決定及び実施等に当たり、幅広い見地から必要な意見を聴取するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱第4の3に基づき、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、医療、経済、産業、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、担当副知事が招集する。

- 2 会議に座長を置く。
- 3 座長は、構成員のうちから担当副知事が指名し、会議で決定する。
- 4 座長は、会議における議事の進行を行う。
- 5 座長が事故等により不在の場合は、担当副知事があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 担当副知事は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、北海道総合政策部政策局に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、担当副知事が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

(別表)

「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」構成員

令和4年6月16日現在

(敬称略、50音順)

氏名	役職	分野
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院客員教授	経済
加藤 敏彦	北海道老人福祉施設協議会 副会長	介護
柴田 達夫	北海道町村会常務理事	行政
柴田 倫宏	北海道農業協同組合中央会 専務理事	産業
水野 治	北海道経済連合会専務理事	経済
高橋 聡	札幌医科大学感染制御臨床検査医学講座教授	医療
田端 綾子	弁護士(ラベンダー法律事務所)	法律
坪田 伸一	日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長	労働
出井 浩義	北海道市長会事務局長	行政
水上 丈実	北海道教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻教授	教育
三戸 和昭	(一社)北海道医師会常任理事	医療